

第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名 第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

2 業務目的

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、令和7年を始期とする第三期計画の策定において、現状分析と将来推計を考慮した計画の策定が必要であることから、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者計画策定の支援業務を委託する。

3 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

4 契約限度額 6,130,000円（消費税及び地方消費税を含む。） ※二次審査において受託候補者となった事業者と協議のうえ最終額を決定する。

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 前号により第三者に再委託した場合は、当該第三者に対し業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らさないよう指導を徹底すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指導を仰ぐこと。

6 提出書類

本業務の着手に当たり、受託者は契約締結後速やかに本市担当者と打ち合わせを行ったうえで以下の書類を本市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届
- (4) 業務計画書

次のア～コの事項を記載し、契約締結後14日以内に提出すること。

- ア 実施方針
- イ 業務工程
- ウ 業務組織計画
- エ 打合せ計画
- オ 成果品の品質を確保するための計画
- カ 成果品の内容、部数
- キ 使用する主な図書及び基準
- ク 連絡体制（緊急時を含む。）
- ケ 使用する主な機器
- コ その他

7 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、本市に提出すること。

8 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。

9 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、成果品について本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品などを第三者に公表又は貸与してはならない。

11 業務内容

第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託実施要項（以下「実施要項」という。）に定める業務内容は、概ね次のとおりとする。

なお、業務内容は、次期計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整又は計画策定等に係る審議会や委員会等での協議等により内容の変更を行う場合がある。

(1) 市の子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析等

- ア 国の定める基本指針及び市の状況を勘案した上での調査情報分析
- イ 現行計画の検証及び分析並びに問題点・課題の整理

(2) ニーズ調査の実施

- ア ニーズ調査に必要な事項に係る市への助言及び支援
- イ ニーズ調査の設問設計
- ウ 調査対象者は、児童及び保護者とし、調査対象世帯総数は前回調査と同程度とする。

（参考：前回調査：平成31年2月実施）

対象者	対象世帯数	頁数
①就学前児童の保護者	2, 425件	16頁+回答
②小学生児童の保護者	1, 000件	12頁+回答

エ 調査票等の印刷・製本及び封入

印刷物	仕様
①調査票	A4判、1色印刷、中綴じ、色上質紙（薄口）
②発送用封筒	角2、1色印刷
③返信用封筒	長3、1色印刷

※調査票への宛名ラベル貼付及び発送作業は本市で行う。（発送、返送にかかる郵便料は本市が負担する。）

オ 回答用紙のデータ入力及び集計（単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめを行う。クロス集計は、性別、年代別集計及び地区別集計のほか委託者と協議して分析に必要なクロス集計を行う。）

カ 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理及び分析

- キ 子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた提案
- ク 集計結果に関する報告書の作成
- (3) 計画策定に係る業務
 - ア ニーズ調査の分析結果の整理
 - イ 計画の骨子・素案及び原案の作成に関する支援
 - ウ 計画の素案に係るパブリックコメントの実施に関する支援、補正及び修正等
 - エ 計画書・概要版の編集及び印刷
- (4) 会議運営支援等
 - ア みきっ子未来応援協議会（令和5年度2回、令和6年度3回 計5回程度を想定）への出席
 - イ 庁内組織会議（令和5年度3回、令和6年度4回 計7回を想定）への出席
 - ウ 保育事業者等機関との意見交換会（令和5年度2回、令和6年度2回 計4回程度を想定）への出席
 - エ 会議資料等の作成に関する支援
 - オ 検討内容のコンサルティング及び会議運営に関する支援
- (5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して、本市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。
- (6) その他

前各号に掲げるもののほか、次期計画の策定に関し必要と認められる支援及びアドバイスを適宜行う。

1.2 スケジュール（予定）

- (1) ニーズ調査

令和5年12月～令和6年1月
- (2) 令和5年度第2回みきっ子未来応援協議会（ニーズ調査の速報値等報告）

令和6年2月
- (3) 令和6年度第1回みきっ子未来応援協議会（諮問、計画素案）

令和6年8月
- (4) 令和6年度第2回みきっ子未来応援協議会（答申）

令和6年11月
- (5) パブリックコメント

令和6年12月下旬から1か月間
- (6) 令和6年度第3回みきっ子未来応援協議会

令和7年3月

(7) 計画策定

令和7年3月

1.3 成果品

令和5年度

- (1) 作成した調査票及びその原稿及び電子ファイル
- (2) 入力した調査項目の生データ（エクセル又はCSVファイル）
- (3) 集計報告書の原稿及び電子ファイル
- (4) 調査結果集計分析報告書及び原稿及び電子ファイル
- (5) 調査結果集計分析報告書（簡易製本 A4版 50部）

令和6年度

- (1) 「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」計画書の原稿及び電子ファイル
- (2) 「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」計画書概要版の原稿及び電子ファイル
- (3) 「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」計画書
A4版、表紙レザック、本文1色、300部
- (4) 「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」計画書概要版
A4版、8頁程度、4色刷、300部

※提出後の所有権及びすべての著作権は、本市に帰属するものとする。

1.4 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、①子ども・子育て支援法、②同施行令、施行規則、③その他関係法令及び規程、の関係法令等に準拠する。
- (2) 本仕様書に定めるものの他に必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。

以上